

川西市一般廃棄物処理基本計画(案)に係る 意見提出手続結果

- 1 意見募集期間 : 令和5年12月20日(水)
~令和6年1月18日(木)
- 2 意見提出人数 : 4人
- 3 意見提出件数 : 15件
- 4 提出意見については別紙のとおりです。
お寄せいただいた意見は、それぞれの項目に分類し記載しています。
ただし、個人等が特定される箇所や内容が募集対象に合致しない意見
については、記載していない場合があります。
- 5 意見提出者の氏名については、個人が特定されないことがないよう、
A~Dのアルファベット表記に変えて備考欄に記載しています。

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
1	全体を通して	<p>猪名川上流広域ごみ処理施設組合及び3町との関係性が整理しきれていないように感じます。あるところでは国崎クリーンセンターとの連携といった表記をしておきながら、別の所では本市だけの考え方を示している部分が見受けられるために、全体を通して関係性を明確にしておく必要があるのではないかと感じました。</p> <p>1番大事な点ですが、先にも述べているように、令和13年度の目標値の達成に向けての減量施策の中には有料化について一切触れられていないにもかかわらず、市のホームページ上に公開されている令和5年8月25日に開催された第9回川西市廃棄物減量等推進審議会の議事録P23に「事務局のほうでは、令和13年度まで、それよりもっと早い段階での導入の実施を考えていく方向になるかと思えます。」との事務局の見解が出ている。</p> <p>これは、本計画上では有料化について明確な記載をせずに隠べいし、近々にでも有料化を実施するという事を事務局が考えている何よりの証拠になる。計画期間内に実施しようとする有料化施策が計画策定前から予定されているにもかかわらず、計画にはあえて反映させずに策定しようとして、その案をパブコメにだすなんて、通常では考えられない。大問題である。市民を馬鹿にしていることにほかならない。</p> <p>令和13年度までに、市民1人1日当たりごみ排出量755gが達成できなかつたら、有料化に向けた検討を行いますという事であるならまだ理解できるが、基本計画上の目標値を設定し、それに向けた減量施策を明記しているにもかかわらず、掲げている減量施策に出ていない有料化を行うということは、減量のための有料化ではなく、有料化ありきになっていることが明白である。</p> <p>なぜ、そこまでして、拙速に有料化に向けた取り組みを進めようとしているのか？誰が、何のために、市民に隠してまで、そのような方向に進んでしまったのか？</p> <p>有料化自体は、必要なことと考えますが、なぜ有料化が必要なのか、なぜこのタイミングなのか、何のために有料化をしなくてはいけないのかなどの情報提供を行い、市民との意見交換や議論する場を設けていただくことを切に希望します。くれぐれも市民に対して秘密裏に有料化を進めることが無いようお願いします。</p>	<p>収集については、市町それぞれが実施します。処理については1市3町が設立した猪名川上流広域ごみ処理施設組合が実施するものです。</p> <p>ごみの有料化については、計画37ページ、52ページに明確に記載しています。</p> <p>家庭系ごみ1人1日当たりの排出量はやや増加傾向となっており、その中でも生ごみの割合が多く、また、燃やすごみの中に資源物が混ざっているなど課題を抱えているため、ごみ排出者のご理解とご協力を得て大量消費、大量廃棄からの生活様式を変えていただく必要があります。</p> <p>これらの流れがよりいねいに分かるように、ごみ排出量やリサイクル率などのグラフを追加するとともに、37ページ、52ページも修正します。</p> <p>また、有料化のタイミングに関しては、前計画から検討をしていたもので、本計画の策定に関して審議会に諮問し、重点施策のひとつとして答申を受けたものです。</p> <p>このように現状や答申を踏まえ、ごみの発生抑制（リデュース）施策の実施、脱炭素化を目的とした指定ごみ袋制の導入、及び排出量に応じた費用負担の公平化を最優先にしたごみの有料化の実施に取り組みます。</p> <p>なお、具体的な仕組みやスケジュールについては現在検討中ですが、市民の皆さんの意見を聞きながら取り組んでまいります。</p>	B-1
2	計画 4ページ 表1-1-1	表中「40センチ」、 「40cm」と表記にばらつきがあります。	表1-1-1 対象ごみの種類（分別区分）と具体例の表現を「40cm」に修正します。	B-2
3	計画 5ページ 図1-1-4	図中右側部分「搬出」の下方枠内「資源化」の中に【溶融メタル・溶融スラグ・溶融飛灰】が表記されているが、これは焼却した後の溶融処理によって生成されるものであるため、図中の表記位置や矢印が誤っているのではないかと。	図1-1-4 ごみ処理フロー（令和3（2021）年度実績の、資源化「溶融メタル・溶融スラグ・溶融飛灰」に（焼却から生じたもの）と注釈を追記します。	B-3
4	計画 13ページ 図	枠内下部分※参考に【令和4年度の1人1日当たり排出量は822gとなっています】と簡単に表記しているが、この数値は、前回の基本計画の目標値である「828g」を下回る結果となっており、本計画において、目標値達成の市民の努力結果を大いに評価・総括すべきである。基本計画の一番重要な目標値の達成がなんら触れられることなく、さらっと流されていることに対して違和感を感じますし、なぜそういった風に市民が頑張れば減量できるという事実をひた隠しにしているのか疑問に感じる。	<p>「※参考：令和4（2022）年度の1人1日当たり排出量は822gで目標を達成しました。」と修正します。</p> <p>家庭系ごみの排出量はやや増加傾向となっており、その中でも生ごみの割合が多く、また、燃やすごみの中に資源物が混ざっているなど課題を抱えているため、減量と分別をさらに進めていく必要があります。</p>	B-4

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
5	計画 17ページ 目標値の達成状況 リサイ クル率	『溶融メタル・溶融スラグ・溶融飛灰の資源化によりごみ減量化が進み』という表記があるが、上記3種はもともとごみピット内の焼却ごみから出てきているものであるため、3種の資源化を進めたことがごみの減量化にはなっていないのでは。(リサイクル率の向上にはつながっているが)	目標の達成状況 リサイクル率の2段落目の文章を「大型ごみの有料化によるごみの減量化及び溶融メタル・溶融スラグ・溶融飛灰の資源化によって…」に修正します。 ご指摘のとおり、溶融メタル・溶融スラグ・溶融飛灰の資源化により減量化が進むわけではありません。ごみの減量化と資源化が進んだことによりリサイクル率が向上しているため説明を修正します。	B-5
6	計画 26ページ 2)収集運搬	『効率的な収集運搬を目指し、平成28年5月からは大型ごみの有料収集を開始し・・・』とあるが、市のホームページを拝見する限り、大型ごみの有料化の目的は、ごみの減量化と処理費用負担の公平性となっており、効率的な収集運搬を目指したとは記載されていないが、どうのことだろうか。	2)収集運搬の1段落目の文章を「平成28(2016)年5月から大型ごみの有料収集を開始し、令和4(2022)年4月からビン排出コンテナの事前設置及び収集を廃止しました。 加えて、「燃やさないごみ」、「有害ごみ」、「ビン」、「カン」の収集を月1回に変更するなど、効率的な収集運搬を目指し、収集体制の見直しを行ってきました。」に修正します。 市が収集運搬を効率的に行うために検討を進めてきました。大型ごみの有料化の実施前には、決まった曜日に各家庭がごみステーションに排出していたため、市内の全ステーションを回って収集していましたが、有料化後は予約により排出日時と場所が特定できることで、現地に直接向かうことができ、収集運搬の効率化にもつながっています。	B-6
7	計画 30ページ 基本方針2. 効率的な再生利用の推進	『2Rを徹底した上で、再生利用：リサイクルを推進します。・・・新たな資源化可能な品目を検討します。特にプラスチック資源循環促進法に基づき、・・・リサイクル手法を検討します』とあるが、資源化については、猪名川上流広域ごみ処理施設組合のごみ処理基本計画において定められていることであるため、本市のごみ処理基本計画にここまで言い切つてよいのだろうか。連なる施策の一部にはそういった表記も見られるが、基本方針として目立つ部分であるため、せめて、文末に施設組合や3町協同して検討しますといった表記の方が良いのではないかと。	リサイクル手法については市で検討した結果を、猪名川上流広域ごみ処理施設組合と協議して、構成している3町と協働して実施していくことを考えています。	B-7

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
8	計画 36ページ (3) スローガン	<p>スローガンの『ごみにする？資源にする？それは結局あなた次第』 ～今日から1人1日マイナス91g～ について、以下により強烈な違和感を感じる。 ①おそらくこのスローガンの趣旨は、これを読んだ方が『自分事』として捉えてほしいところを出したいのではないかと思います。逆にその部分すなわち【結局あなた次第】が問題となってきます。</p> <p>ごみにするか？資源にするか？をあなた任せにするとは、どういうことですか。そもそもごみにするののか、資源にするののかは分別区分上定められている大事なルールであり、ごみを出す者の判断によるものではありません。そんなことが認められれば、ごみの分別区分を見直さなければなりません。現行では、このごみはプラスチック製容器包装の日とか燃やすごみの日、またビンやカンの日はこのごみとか、分別区分として決まっています。もしこのスローガンが採用されるようなことになれば、あなた次第で何ごみに出そうが許されるということになり、あなたのお好きな日に出してくださいということになりますので、このスローガンで決まれば、私は今後ごみの分別は一切しません。燃やすごみにすべてのごみを出します。けど、スローガンであなた次第と言っている以上、収集せずにおいていくようなことはしないでください。ルールではなく、ごみを出すあなた次第になったのですから。（その旨【あなたの判断で分別して出せば良い】をごみの出し方パンフレットにも記載してください）</p> <p>②このスローガンは、何のためのスローガンなのですか？計画の目標達成すなわちごみ減量のスローガンを決めるべきなのに、内容は、資源化量を増やすために分別を徹底しましょうというスローガンになっています。</p> <p>一方でサブスローガンの「1人1日当たりマイナス91g」はストレートにごみ減量です。なので、直接的には関連しない2種類のスローガンを並べているだけになります。耳に聞こえのいい言葉を羅列し、並べただけのスローガンとサブスローガンにしか見えません。このようなスローガンとサブスローガンを掲げたら、ごみに関する本質的な部分を理解していないように思われますよ。</p>	<p>本計画のスローガンは、更なるごみの減量とリサイクルを進めるために、市民や事業者が自らのこととして取り組むことであり、そのための”気づき”になるスローガンを設定しています。</p> <p>「あなた次第」とは、好き勝手にごみの分別をしいと言うことではありません。</p> <p>取り組みの第一歩として、非常に重要な〈分別〉に焦点を当て、具体的な減量数値を明記することで目指す目標をわかりやすく表現したスローガンとし、ごみの減量とリサイクルを進め、持続可能な循環型社会の実現を目指します。</p>	B-8
9	計画 39ページ 【6】 詰替品の利用、過剰包装の削減、簡易包装・ばら売りの促進 49ページ 【35】 スリム・リサイクル宣言店等との連携	<p>ごみ収集には、いつも感謝しております。</p> <p>プラスチックごみに関しては、レジ袋持参で消費者が協力しているにもかかわらず、店頭商品はほぼプラスチック容器が付いています。計画にもありましたがばら売りの徹底、(フランスなどの市場の様子などをみるとばら売りを多く見かけます) 特に大手業者に関しては市からも強く要望をお願いしたいです。</p> <p>プラスチックごみについては、可燃ごみと区別しない自治体もあると聞きますが、川西市については焼却炉の性能、人件費などを考慮した上の分別と理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>市内の「ごみ減量化、再資源化推進宣言店(スリム・リサイクル宣言店)」事業者や、未加入店舗に対しても簡易包装等の啓発を推進します。</p> <p>また、再資源化の目的のため、平成21(2009)年4月より容器包装リサイクル法の趣旨に則り、分別収集を開始しております。なお、ごみ排出者に分別を協力していただくことで人件費抑制にもつながっています。</p>	C-1
10	計画 47ページ 表3-3-2	<p>表中大型ごみの考え方をきっちり整理しておくべきである</p> <p>表3-3-2では、大型ごみの定義が40cm四方の立方体とあるが、P4表1-1-1では1辺40cm以上とある。一見同じように思えるが、40cm四方の立方体に納まる物の長さにはばらつきがあります。立方体のひとつの面の対角線は約56.8cmとなり、その位置からの高さ40cmの点を結ぶ線は約69.3cmとなる(物の厚み[直径や幅]を考慮しない場合)ことから、ごみを出す市民が分かりにくいため、一辺40cmとして統一した表記とするべきである。</p>	<p>表3-3-2ごみの収集運搬体制の大型ごみについての内容を「単品で一辺40cm以上(可燃物・不燃物)のもの」に修正します。</p>	B-9
11	計画 48ページ 【31】 資源物の持ち去り等への対策	<p>『収集した資源物は有価物として市の収益となっている』とあるが、直接的に市の収益となっているのか？</p>	<p>【31】 資源物持ち去り等への対策2段落目の文章を「～(略)～収集した一部の資源物は有価物として～(略)～」に修正します。</p> <p>一部の資源物は猪名川上流広域ごみ処理施設組合が売却し、国崎クリーンセンターの運営経費に充てています。直接市の収益にはなっていませんが、市の負担金が軽減されています。</p>	B-10

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
12	計画 48ページ 【31】資源物の持ち去り等 への対策	<p>12月20日に付で、市長公室秘書課を通じて「市長への提案をしました」。内容は、市民がごみステーションに排出した資源物を第三者が持ち去っている件です。私の試算では、本市の缶類だけでも約102t・金額的に約1300万円が持ち去られています。早急に対策を取るべきです。</p> <p>1. 「市長への提案」の主旨 本市において、市民よりごみステーションに排出された資源化物が第三者による持ち去りにより、本来市の収入（猪名川上流広域ごみ処理組合）になるべきものが、この持ち去りにより大いなる損害を被っている。 よって、私は市長に対し「市民よりごみステーションに出された資源化物の第三者による持ち去りを犯罪と認定し、第三者による持ち去りを禁止し市の財産を守ること」を提案する。 解説：本市では、ごみステーションに市民が排出した資源化物の第三者による持ち去りが多発している。 令和4年度の損害額は、私の試算（下記5）では、約1,300万円にもなる。これは、見過ごせないほどの損害額である。 現行法令では、廃棄物は“無主物”と見做され、持ち去り行為の規制が困難である。 そこで西宮市は、市（民）の損害を積極的に防ぐため「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を一部改正（改正内容は「市または市から委託を受けた業者およびその他市長が認めた者以外の者が、ごみステーションに排出された資源物を無断で持ち去ることを禁止する」と）した。 このように、2017年から西宮市は市民のために“資源化物の第三者による持ち去りを犯罪と認定”したのである。 本市もこれを倣い、資源化物の第三者による持ち去りを犯罪と認定し、第三者による持ち去りを禁止し、市の貴重な財産を守ってください。これは担当課では出来ない市長の職務と考えます。</p>	<p>【31】資源物の持ち去り等への対策3段落目の文言を「広報誌等での啓発やポスターの作成を行うとともに、地域と協力しながら持ち去り防止の啓発に努めます。また、他市の状況を調査して条例制定を検討します。」に修正します。</p> <p>ご提案の「資源物の持ち去りを禁止する条例」については、持ち去りを抑止する選択肢の一つだと認識しています。</p> <p>しかし、条例を制定するだけでは資源物の持ち去りを防ぐことは難しく、実効性を担保するため、条例に罰則等の規定を定めるのはもちろんのこと、ごみステーションに防犯カメラを設置することや、パトロールによる取り締まりを行うなど、具体的な対策を講じることが必要です。</p> <p>一方で、市内にある約5,000ヶ所のごみステーションに防犯カメラの設置やパトロールの実施などを行うには、多額のコストが必要となり、具体的な対策を講じるには至っていませんが、まずは現状把握のため現地調査を実施しています。</p> <p>今後は地域の方々に協力をいただきながら持ち去り防止の啓発に努めるとともに、他市の状況を調査して条例制定の検討をします。</p>	A-1

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
12	計画 48ページ 【31】資源物の持ち去り等 への対策	<p>2. 市民によりごみステーションに排出された“資源化物の第三者による持ち去りの現状”と“問題点”と“持ち去り防止の解決した実例（西宮市）”と“本市の対応の問題点”</p> <p>①資源化物の第三者による持ち去りの現状 本市では、ごみの減量化及び再資源化を推進するため、一般家庭から排出される廃棄物の分別収集を実施しているが、ごみステーションに排出された資源化物を第三者が無断で持ち去る行為が多発している。多くの市民にとっては“持ち去り”が常態化している為、行政の缶類の回収日にも係らず、ごみステーションに行った際、既に第三者が持ち去ったため、ごみステーションに缶類が全く排出されていないことにさえ気付かないのが現状である。 さらに担当課が資源化物持ち去り案件を調査しない為、真相解明（持ち去り量・損害額）に至らない。</p> <p>②第三者による資源化物持ち去りの問題点とは何か？ 1) 第三者に持ち去られた資源化物は、その後、適正に処理されているかが確認出来ない。 2) 本市（猪名川上流広域組合）への財政的損失（下記5）が大きく、ごみ行政に大いなる悪影響が有る。 3) 市民から、早朝から持ち去り時の騒音や持ち去り後のごみの散乱の苦情に加え、市民のごみ減量・分別意識の低下を招く恐れがある。</p> <p>③ごみステーションに排出された“資源化物持ち去り防止”を解決した実例（西宮市） 1) 現行法令では、廃棄物は無主物と見做され、持ち去り行為の規制が困難であることから、西宮市は「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を一部改正し、廃棄物の適正処理と快適な市民生活の確保を図ることにした。 2) 本条例の一部改正は、平成29年6月西宮市議会会で可決され、平成29年11月1日より施行し、現在に至る。</p> <p>*条例改正の概要：「市又は市から委託を受けた業者及びその他市民が認めた者以外の者がごみステーションに排出された資源物を持ち去ることを禁止します。」⇒持ち去りは窃盗と認定した。違反した者には罰金を科せられる場合がある。</p> <p>④「本市はこのままでは、ごみステーションに出された資源化物の第三者による持ち去りを解決できない」川西 市の対応の問題点 1) 私は美化推進課と下記の問答をしました。 ・質問：「これらの行為（缶類の持ち去り）は、市の財産を盗む行為だと思いますが？市の見解は？」 ・美化推進の回答：「市（又は委託業者）が回収するまでは市の財産には当たらないため、市の財産を盗むという行為には当たらないと考えています。」 ・質問：「私は、（缶類の持ち去り軽トラの）ナンバーをメモしていますが、市の今後の対策は？」 ・美化推進の回答：「“資源ごみ持ち去り禁止条例を制定する方法”もありますが、現時点では考えておりません。」 2) 担当課は「資源ごみ持ち去り禁止条例を制定する方法もあります」と資源物の持ち去りを防ぐ対策を知っているのです。 3) 日々業務に追われているのは理解するが、せめて今回のように市民から質問が有り、その内容に妥当性があつた時ぐらには、資源ごみ持ち去りの現状を検証し、対策を講じるべきか否かを議論して頂きたいと思ふ。 4) 上記問答より判ることは、美化推進課は、資源物の持ち去りを市の損害と考えていない。その理由は、恐らく市が行政回収し、国崎CCへ搬入した資源化物の売却金が、組合に入り（還元され）市の直接の収入にならないから、“持ち去りを防ぐ為、条例を変更するまでの”モチベーションに繋がらないと推定できる。 5) しかし、直接的には市の収入にはならないが、1市3町で構成された猪名川上流ごみ処理組合に還元されることは結果として、市の収入と同義であると私は考える。 6) 今回私は、資源化物の内の缶類の調査をしたが、他の資源物も持ち去られている可能性が高く、このまま持ち去りを放置すれば市（組合）は今後も大いなる損害を受け続けることになる。 7) 本市の問題点は、市民から質問や提案が有った時、既存路線に拘泥するあまり、現状維持をすることに汲々とし、市民の意見に耳を貸さず、本市並びに近隣市町の現状の調査さえしないことである。本市職員は市民からの質問を真摯に受け止め、動ける態勢に無い。それは、トップの市長の責任でもある。</p>		A-1

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者																																													
12	計画 48ページ 【31】資源物の持ち去り等 への対策	<p>3. 川西市の缶類が持ち去りされている証拠（猪名川上流ごみ処理組合HPのごみ処理事業年報の缶類比率より） ＊令和4年度の国崎CCの資料（注意：ごみ処理事業年報に記載されている缶類総量は、1市3町が行政回収・収集したもので、集団回収分は搬入（カウント）していない。）</p> <p>表1. 国崎CCへの1市3町のごみの種別の搬入割合(ごみ処理年表P.7より)</p> <table border="1" data-bbox="450 360 1229 497"> <thead> <tr> <th>比率</th> <th>人口比率</th> <th>可燃ごみ 比率</th> <th>大型ごみ比 率</th> <th>ペットボトル比 率</th> <th>ビン類比率</th> <th>プラ製容器包 装比率</th> <th>ごみ総量 比率</th> <th>缶類比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川西市</td> <td>73%</td> <td>72%</td> <td>71%</td> <td>77%</td> <td>71%</td> <td>72%</td> <td>72%</td> <td>62%</td> </tr> <tr> <td>猪名川町</td> <td>14%</td> <td>15%</td> <td>14%</td> <td>12%</td> <td>14%</td> <td>13%</td> <td>15%</td> <td>14%</td> </tr> <tr> <td>豊能町</td> <td>9%</td> <td>8%</td> <td>7%</td> <td>7%</td> <td>10%</td> <td>11%</td> <td>9%</td> <td>14%</td> </tr> <tr> <td>能勢町</td> <td>4%</td> <td>5%</td> <td>8%</td> <td>4%</td> <td>5%</td> <td>4%</td> <td>5%</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>＊猪名川上流広域ごみ処理組合の大前提は、1市3町から国崎CCへ搬入されるごみ処理（国崎CC運営費）の各市町の負担率は、可燃ごみの比率で徴収している。</p> <p>上記表1.から判ること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 上記表1.より可燃ごみ量の比率は、川西市72%・猪名川町15%・豊能町8%・能勢町5%である。人口比ともほぼ同率である。 2) 人々が生きていくうえで出てくるその他の大型ごみ・ペットボトル・ビン類・プラ製容器包装・ごみ総量の比率を見ても、1市3町の人口比率並びに可燃ごみ比率とほぼ同じである。 3) ところが、缶類の搬入率を見ると、猪名川町だけが、人口比率並びに可燃ごみとほぼ同率なのに比べ、「川西市の缶類の比率は、人口比率並びに可燃ごみ比率と比較すると明らかに、異常に少ない」し、「豊能町・能勢町は、人口比率・可燃ごみ比率と比較すると異常に大きい。」ことが明白である。 この理由を下記4.で説明する。 	比率	人口比率	可燃ごみ 比率	大型ごみ比 率	ペットボトル比 率	ビン類比率	プラ製容器包 装比率	ごみ総量 比率	缶類比率	川西市	73%	72%	71%	77%	71%	72%	72%	62%	猪名川町	14%	15%	14%	12%	14%	13%	15%	14%	豊能町	9%	8%	7%	7%	10%	11%	9%	14%	能勢町	4%	5%	8%	4%	5%	4%	5%	10%		A-1
比率	人口比率	可燃ごみ 比率	大型ごみ比 率	ペットボトル比 率	ビン類比率	プラ製容器包 装比率	ごみ総量 比率	缶類比率																																									
川西市	73%	72%	71%	77%	71%	72%	72%	62%																																									
猪名川町	14%	15%	14%	12%	14%	13%	15%	14%																																									
豊能町	9%	8%	7%	7%	10%	11%	9%	14%																																									
能勢町	4%	5%	8%	4%	5%	4%	5%	10%																																									

意見番号	意見の分類 (該当のページ、項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者																																										
12	計画 48ページ 【31】資源物の持ち去り等への対策	<p>4. 缶類の国崎CCへの搬入率が川西市だけ異常に少ない理由（この少ない分が「持ち去り分」と豊能町・能勢町の缶類が多い理由） * 市町が把握する缶の量＝行政回収＋集団回収＋持ち去り分（スーパー・コンビニ・自販機等の缶は業者が資源化するから別勘定）</p> <p>表2. “令和4年度の1市3町の缶量比率が、川西市の小さい理由と豊能町と能勢町が大きい理由”と“川西市が缶を持ち去られた量を案分算出した”表</p> <table border="1" data-bbox="450 392 1252 671"> <thead> <tr> <th></th> <th>①可燃ごみ率</th> <th>②缶・行政回収(国崎CC搬入分)</th> <th>③缶・集団回収分(重量は集団回収奨励金制度から)</th> <th>④＝②缶類行政回収分＋③缶類集団回収分＝合計398.52t</th> <th>⑤「猪名川町の缶の搬入量＋集団回収」を基とした嘉久志町の缶の合計量＝531tを可燃ごみ率で1市3町分を案分</th> <th>⑥缶類の持ち去り量＝⑤－④</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川西市</td> <td>72%</td> <td>196.42 t (62%)</td> <td>83.15 (アルミ缶)＋0.03 t (鉄缶)＝83.18 t</td> <td>279.6 t</td> <td>約382 t (72%)</td> <td>約102 t</td> </tr> <tr> <td>猪名川町</td> <td>15%</td> <td>43.76 t (14%)</td> <td>30.6 t</td> <td>74.36 t</td> <td>74.36 t (14%)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>豊能町</td> <td>8%</td> <td>44.59 t (14%)</td> <td>缶の集団回収は無い</td> <td>44.59 t</td> <td>44.59 t (8.3%)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>能勢町</td> <td>5%</td> <td>33.72 t (10%)</td> <td>缶の集団回収は無い</td> <td>33.72 t</td> <td>33.72 t (6.3%)</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>432.27 t</td> <td>約531t</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*持ち去られた缶の量を出すための上記表の読み方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 上記表2.より②缶類の搬入比率は、猪名川町は①同市の可燃ごみ率と全ほぼ同じ14%なのに、川西市は、上記表2の①の可燃ごみ比率72%と比較すると②缶の比率が62%と10%も比率が少ない。⇒持ち去りが主原因。 2) 豊能町と能勢町の缶類の搬入比率(表2.の②)は、各町の可燃ごみ比率より非常に高い。その理由は単純で、上記表2の③よりこれら2町は、集団回収はしているが缶類は対象外なのである。よって、2町の町民は、缶類を行政回収で出す以外、手段が無い為、同2町の可燃ごみ比率(豊能9%・能勢4%)と比較して高くなっているのである。 3) 猪名川町役場に問い合わせると「持ち去りは聞かない」とのこと。しかも、缶の行政回収率が、可燃ごみ量と同じであることから、1市3町の中で論理的に資源化物(缶類)の行政回収量の参考モデルと考えることに異論はないと思う。よって、“1市3町分の行政回収分＋集団回収分の合計”の内、猪名川町の缶類の比率を14%と、“1市3町分の缶の行政回収＋集団回収の推計合計”は、計算で「74.36t÷14%＝531t」となる。つまり、川西市に缶類の持ち去りが無ければ、川西市の缶類は531t×72%＝382t(行政回収分と集団回収の合計)ある筈なのに、現実には本市の缶類は279.57tしかない。 4) つまり、本市のごみステーションからの缶類の持ち去られた量は、(382t-279.57t)＝約102tと推定できる。 		①可燃ごみ率	②缶・行政回収(国崎CC搬入分)	③缶・集団回収分(重量は集団回収奨励金制度から)	④＝②缶類行政回収分＋③缶類集団回収分＝合計398.52t	⑤「猪名川町の缶の搬入量＋集団回収」を基とした嘉久志町の缶の合計量＝531tを可燃ごみ率で1市3町分を案分	⑥缶類の持ち去り量＝⑤－④	川西市	72%	196.42 t (62%)	83.15 (アルミ缶)＋0.03 t (鉄缶)＝83.18 t	279.6 t	約382 t (72%)	約102 t	猪名川町	15%	43.76 t (14%)	30.6 t	74.36 t	74.36 t (14%)	0	豊能町	8%	44.59 t (14%)	缶の集団回収は無い	44.59 t	44.59 t (8.3%)	0	能勢町	5%	33.72 t (10%)	缶の集団回収は無い	33.72 t	33.72 t (6.3%)	0	計				432.27 t	約531t			A-1
	①可燃ごみ率	②缶・行政回収(国崎CC搬入分)	③缶・集団回収分(重量は集団回収奨励金制度から)	④＝②缶類行政回収分＋③缶類集団回収分＝合計398.52t	⑤「猪名川町の缶の搬入量＋集団回収」を基とした嘉久志町の缶の合計量＝531tを可燃ごみ率で1市3町分を案分	⑥缶類の持ち去り量＝⑤－④																																								
川西市	72%	196.42 t (62%)	83.15 (アルミ缶)＋0.03 t (鉄缶)＝83.18 t	279.6 t	約382 t (72%)	約102 t																																								
猪名川町	15%	43.76 t (14%)	30.6 t	74.36 t	74.36 t (14%)	0																																								
豊能町	8%	44.59 t (14%)	缶の集団回収は無い	44.59 t	44.59 t (8.3%)	0																																								
能勢町	5%	33.72 t (10%)	缶の集団回収は無い	33.72 t	33.72 t (6.3%)	0																																								
計				432.27 t	約531t																																									

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
12	計画 48ページ 【31】資源物の持ち去り等 への対策	<p>5. 本市がごみステーションから缶を持ち去られた損害額は、いくらになるか？ *下記は、私が計算したものです。数字は全て資料（猪名川上流広域ごみ処理組合・1市3町からの調査）より実数です。 “第三者による缶類持ち去り量”の推論に反論があれば指摘下さい。</p> <p>1) 市民によってごみステーションに出された缶類が第三者により、上記4.の4)より約102tの缶類が持ち去られていることになる。</p> <p>2) 缶類約102tの第三者による持ち去りによる損害額を試算する（猪名川上流ごみ処理組合のごみ処理事業年報令和4年度資料P. 6より） ア：令和4年度缶類売払総量（1市3町分）は332.43tである。鉄缶とアルミ缶の割合は、イ：（猪名川上流ごみ処理組合の有価物売払収入の状況より）鉄缶203.81t、アルミ缶128.62tつまり、1市3町の鉄缶：アルミ缶の比率は=203.81；128.62t=1.5846：1となる。</p> <p>ウ：本市より持ち去られた缶類は、行政回収分だからアルミ缶と鉄缶が混載したものである。よって、上記イの1.5846：1で案分するのが妥当である。川西市から持ち去られた缶類約102tの内訳は、鉄缶62.54t：アルミ缶39.46tとなる。</p> <p>エ：売却予想金額を出すには（猪名川上流ごみ処理組合の有価物売払収入の状況P. 6より）鉄缶・アルミ缶の1t当たりの業者の買取単価が必要になる。</p> <p>R4年度の鉄缶の1t買取単価は、1074万4351円÷203.81t=5万2717円/t=約52.7円/kg R4年度のアルミ缶の1t買取単価は、3148万3653円÷128.62t=24万4780円/t=約244.7円/kg オ：上記ウ×上記エ=第三者により持ち去られた損害額は、 ・本市の持ち去られた鉄缶62.54t×5万2717円/t=329万6921円 ・本市の持ち去られたアルミ缶39.46t×24万4780円/t=965万9048円 よって、329万6921円+965万9048円=約1300万円（1295万5969円） *合計=約1300万円の損害。本市は令和4年度1年間で缶類の持ち去りだけで約1300万円の損害を被っていることになる。</p>		A-1

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
12	計画 48ページ 【31】資源物の持ち去り等 への対策	<p>6. 市は一度、“資源化物の持ち去り（市の損害）”を調査すべきである。</p> <p>上記1.～5.において、私は缶類の持ち去りによる市の損害額を試算したが、その他の資源化物並びに不燃物（金属類のついでに一辺40cm未満のもの）も、常習的に第三者が持ち去りを行っている。本市における缶類や不燃物の回収日には、早朝から第三者の軽トラが走り回り、缶の回収日にも係らず、特定地区のごみステーションには、缶類が一切ない状況が継続しているのは事実である。調査そのものは、高額な経費は掛かりません。市は一度、“資源化物の持ち去り”を調査すべきである。</p> <p>*ちなみに、「市長への提案」提出日である本日12月20日（水）・第三水曜日は、湯山台の缶類の行政回収の日である。午後1時30分頃、神戸ナンバーの軽トラがごみステーションに排出された缶類を持ち去りました（外からはビニールカバーをかぶせ缶を見えなくしている）。午前7時前の持ち去りとは違う車両です。持ち去りは、回収日の前夜や当日の早朝に排出した分と当日8時前後以降に排出した分を市民にバレないように、しかも市の回収が来る時間を知っているかの様に直前に持ち去ります。食品用の缶（海苔・お茶・缶詰の缶や40cm以上のもの）は残し、飲料缶だけ持ち去ります。市内の缶の収集日はごみカレンダーで簡単に判ります。湯山台だけで少なくとも2台の缶類の持ち去りの軽トラが走り回っています。当然他の地区でも同じことがある筈である。</p> <p>*参考にした資料</p> <p>①猪名川上流ごみ処理組合の令和4年度「ごみ処理事業年報」 P. 6 「有価物売却収入の状況」 P. 7 「構成市町のごみ種別の搬入割合」 P. 8 「ごみ処理のフロー」</p> <p>②西宮市HP「ごみステーションに出された資源物の持ち去りを禁止します！」。</p> <p>③1市3町の缶類の集団回収量は、私が各市町へメールとTELで情報収集し確認した。</p> <p>④R4年度川西市の集団回収の内、アルミ缶は8万3151kg（約83t）。鉄缶はその他でカウントされ、30kg（0.03t）⇒R4年度本市の集団回収の缶総量（市の資料）＝約8万3181kg（約83t）で計算した。</p>		A-1

意見 番号	意見の分類 (該当のページ、 項目など)	意見の内容	市の検討結果	提出者
13		<p>ごみの有料化は、【ごみ減量】と【負担の公平性】のために行うべきものであって、CO2の削減を目的とすべきではありません。CO2の削減は目的ではなく、副次的な効果にすぎません。この間、前計画においては、市民の努力により、1人1日当たりのごみ排出量の目標数値を達成することができているので、有料化よりも他にすべきことがあります。</p> <p>特にP35の(参考)減量施策例と削減見込み量にごみの有料化施策が含まれなくても目標数値の76g(現状推移15g)を達成できる計画であるので、本計画期間中は有料化をするべきではありません。仮に本計画期間中に実施しようとするならば、ごみ減量化のための有料化を実施するといった動機付けはできない。そこらあたりが前述した前計画の目標数値の達成隠べいにつながっているのではないかと。</p> <p>また、CO2の削減のために指定袋にするなどは詭弁である。環境基本計画などにもそういったことは一切触れられていないため、有料化ありきの後付けの理由を無理やりつけようとしていることが見え見えである。</p> <p>『減量』ありきではなくて『有料』ありきの施策に陥っていることが本計画から垣間見えている。</p>	<p>ごみの発生抑制(リデュース)施策の実施、脱炭素化を目的とした指定ごみ袋制の導入、及び排出量に応じた費用負担の公平化を最優先にしたごみ有料化の実施に取り組みます。</p> <p>脱炭素化につきましては、本市では令和4(2022)年8月にゼロカーボンシティを宣言し、「2050年までに二酸化炭素の実質排出量ゼロ」を目指しており、本計画は第6次川西市総合計画やゼロカーボンシティ宣言などの市における大きな方針にも沿って策定しています。</p>	B-11
14	<p>計画 52ページ 【43】ごみの有料化の実施</p>	<p>枠内に◇プロジェクトチーム等を設置し、実施時期・実施方法の検討とあるが、市内部だけで検討すべきものはなく、有料化の導入にあたっては、環境省の『一般廃棄物処理有料化の手引き』P35</p> <p>4. 有料化の円滑な導入及び実施 4-1. 円滑な導入に向けた関係者との連携 に記載されているように</p> <p>『有料化の実施及び仕組み等について検討する際には、住民や事業者の意見を反映させる機会を確保することで、有料化の導入及び制度に対する住民や事業者の理解や協力を得やすくなることが期待される。有料化の検討など、早い段階から住民や事業者への情報提供を行うことが重要である。住民や事業者との意見交換や意見聴取を行う具体的な方法としては、検討会や意見交換会、公聴会の開催、審議会等への住民代表者の委嘱、パブリックコメントの実施等が想定される。』を行い、その結果を有料化の仕組みに反映させることが必要である。</p> <p>なお、今回の計画策定にあたって開催していた審議会は、計画全般の検討であり、具体的な有料化の実施や仕組みを検討していない(答申書に重点施策として出ているだけ)ので、前述した住民の意見を反映させたとはいえない。</p>	<p>ご指摘のとおり、今回の審議会は計画策定にあたって開催したもので、審議会委員は学識経験者を始め、市民代表等の委員に意見を伺っています。ごみ有料化についての具体的な仕組みについては現在検討中ですが、市民の皆さんの意見を聞きながら取り組んでまいります。</p> <p>計画策定後は、ごみ減量に向けた本市の現状や課題、行動変容の促進など、市民の皆さんと共有するため、説明会を実施し、理解を深めていきます。</p>	B-12
15		<p>ゴミ袋有料化なんてありえない！！</p> <p>ゴミ減量の意識付のためとは詭弁で財源不足しか理由はない。もっと削減するべきところはたくさんある！</p> <p>要らない仕事を削減して、目に見えるものではなくても時間外など削減すべき。従業員が不要と思いつながらやっている仕事を丁寧にヒアリングして、スクラップしていくべき。</p>	<p>ごみの発生抑制(リデュース)施策の実施、脱炭素化を目的とした指定ごみ袋制の導入、及び排出量に応じた費用負担の公平化を最優先にしたごみ有料化の実施に取り組みます。</p>	D-1